

日・バハマ租税情報交換協定改正議定書



背景

- OECDやG20等においては、海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避行為を防止するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施することが要請・承認されている。
- 国際協調の観点から、上記の自動的情報交換に関する規定を整備するため、現行の日・バハマ租税情報交換協定を早期に改正する必要性。



主な内容(現行協定の一部改正)

脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

- ◆ 海外の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避行為を防止するため、税務当局間で非居住者に係る金融口座情報の自動的交換を実施するための規定を導入【第5条のA】

(参考)2017年分の課税期間等に該当する情報を2018年に初回交換。

- 人口：
約38,8万人(2015年)
- 一人あたりGDP：
20,740米ドル(2015年)
- 在留邦人：
16人(2016年10月)
- 進出日系企業：
2社(2015年10月)
- 進出分野：サービス業

意義

- 日・バハマ両国間において、OECDが策定した国際基準に基づく金融口座情報の自動的交換を可能とする規定を導入するものであり、一連の国際会議等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資する。

(参考)

- バハマは、米国、英国、フランス等約30か国・地域との間で租税情報交換協定が発効済み。
- 2016年2月デイビス副首相が訪日。4月、坂井財務副大臣がバハマを訪問。
- 2017年2月に署名(於ナッソー)。